

## I. 事実の概要

5 Aは中学2年生になってから学校でいじめを受けていた。そのことを両親である父B、母Cに相談していた。いじめのことをきいたBは、首謀者とされるX(中学2年生)に仕返しをして、思い知らせてやろうと考え、Xが通学で使用している自転車に放火をしようと企てた。

10 令和2年11月10日夜11時頃、Bはガソリン1.5ℓをXの自宅前に置いてあった自転車にかけ、ライターで点火して、放火した。Xとその家族が住む自宅は、市街地にあり、公園に面していた。また、近くにはA、Xが通っている小学校があり、夜間も預かっている保育園もあった。左右の家には自動車がそれぞれ1台ずつ止まっており、当時ガソリンはほぼ満タン(50ℓ前後)に入っていた。そして、Xの自転車が置いてあったすぐ近くにはゴミ収集場があり、多くのゴミが置かれていた。

15 放火時は夜で街灯も少なかったことから、Bは自転車の周りにゴミ収集場があることなどは認識していなかった。Xの自転車は放火により30cmほど燃え上がっているところをXの父Yによって発見され、Yの通報で消防車が出動し消火活動で鎮火された。本件火災によりXの自転車はサドルから後輪にかけて焼損し、近くのゴミ収集場にあったゴミの一部が燃え、延焼の危険が及んだ。

以下の事実関係のもとBの罪責を論ぜよ。

20

## II. 問題の所在

1. 建造物に延焼する危険が認められない場合があっても、「公共の危険」が生じたと言えるか。
2. 故意の内容として「公共の危険」の認識は必要か。

25

## III. 学説の状況

### 1. 公共の危険の意義について

α 説:限定説<sup>1</sup>

30 公共の危険の意義に関して、108条・109条(1項)の客体に延焼する危険があることに限るとする説<sup>2</sup>。

β 説:非限定説

---

<sup>1</sup> 西田敬之『刑法各論[第7版]』(弘文堂,2018)330頁。

<sup>2</sup> 松原芳博『刑法各論』(日本評論社,2016)402頁参照。

公共の危険とは、108条・109条(1項)の客体に延焼する危険に限らず、不特定または多数の人の生命、身体または建造物等(108条・109条1項の客体)以外の財産に対する危険も含まれるとする説<sup>3</sup>。

## 5 2. 「公共の危険」の認識について

甲説:認識必要説

公共の危険の発生に関し、行為者の故意が及んでいなければならないとする説<sup>4</sup>。

乙説:認識不要説

10 公共の危険について故意を不要とする説。

## IV. 判例

最高裁平成15年4月14日第三小法廷判決。平成13(あ)1317。刑集第57巻4号445頁。

[事実の概要]

15 被告人は、長女が通学する小学校の担当教諭の所有に係る自動車に放火しようと企て、同小学校教職員用の駐車場に無人でとめられていた被害車両に対し、ガソリン約1.45Lを車体のほぼ全体にかけて上、これにガスライターで点火して放火した。本件駐車場は、市街地であって、公園及び他の駐車場に隣接し、道路を挟んで前期小学校や農業協同組合の建物に隣接する位置関係にある。また、周囲に2台の自転車が無人でとめられ、ゴミ集積場も設けられており、可燃性のゴミ約300kgが置かれていた。被害車両には、約55Lのガソリンが入っていたが、前記放火により被害車両から高さ約20cmの火が上がっているところを、たまたま付近に来た者が発見し、その通報により消防車が出動し、消火活動により鎮火した。

20 本件火災により、被害車両は、左右前輪タイヤの上部、左右タイヤハウス及びエンジンルーム内の一部配線の絶縁被覆が焼損し、ワイパーブレード及びフロントガラスが焼けてひび割れを生じ、左リアコンビネーションランプ付近が焼損して焼け穴を作り、トランクの内部も一部焼損し、更に第1、第2車両と前記ゴミ集積場に延焼の危険が及んだ。

[判旨]

30 同法110条1項にいう「公共の危険」は、必ずしも同法108条及び109条1項に規定する建造物等に対する延焼の危険のみに限られるものではなく、不特定又は多数の人の生命、身体又は前記建造物等以外の財産に対する危険も含まれるのが相当。

[引用の趣旨]

「公共の危険」を意識的に、不特定又は多数の財産に対する危険も含まれると解した点で、こち

---

<sup>3</sup> 井田良『講義刑法学・各論[第2版]』(有斐閣,2020)387頁。

<sup>4</sup> 井田良・前掲389頁。

らの採る立場に親和的である。

## V. 学説の検討

### 1. 公共の危険の意義について

#### 5 α説(限定説)について

本説は、108条・109条1項物件への延焼の危険が生じたことにより、不特定・多数人の生命・身体・財産に対する危険も肯定できるとしている。しかし108条・109条1項物件への延焼の危険はないが、放火の目的物から発生する煙・有毒ガス等による不特定多数の者の生命・身体を危険にさらすような場合を排除する積極的理由も見当たらない<sup>5</sup>。

10 よって、検察側はα説を採用しない。

#### β説(非限定説)について

108条・109条1項物件に延焼しなくとも、物件以外の財産に延焼して火力による脅威を及ぼす危険性がある状態を生じさせた場合は110条1項の成立を認めるべきであり、したがってβ説が妥当であるといえる。

15

よって検察側はβ説を採用する。

### 2. 「公共の危険」の認識について

#### 甲説(認識必要説)について

20 本説は公共の危険発生の認識を要求するが、公共の危険発生の認識が必要であるとする、認識の内容は延焼する可能性の認識と同じことになるため、延焼の客体についての放火の未必の故意と同じになることになる。したがって本説からは公共の危険発生の認識と放火の未必の故意の区別が明確にならず妥当ではない。

したがって検察側は甲説を採用しない。

25

#### 乙説(認識不要説)について

109条2項の場合においては、「公共の危険」は客観的処罰条件であり、「危険」は故意の対象とはならない。そして110条は「よって」の文言より結果的加重犯であると解されるため、本罪が成立するためには火を放って本条所定の物件を焼損することの認識があれば足り、焼損の結果として「公共の危険」を発生させることの認識までは必要でない<sup>6</sup>。

30

したがって検察側は乙説を採用する。

---

<sup>5</sup> 曾根威彦『刑法の重要問題[各論]4 第2版』(成文堂,2006年)292頁。

<sup>6</sup> 曾根・前掲 295頁(以下)。

## VI. 本問の検討

1. BのXの自転車を燃やした行為につき、建造物等放火罪(110条1項)が成立するか。

(1)「前2条に規定する物以外の物」とは、建造物以外の全ての物をいうところ、本件において自転車は建造物以外の物であるため、「前2条に規定する物以外の物」にあたる。

5 (2)「放火」とは目的物の焼損を惹起させる行為をいう。本件においてBはガソリンを自転車にかけ、火をつけているから自転車の焼損を惹起しているといえる。したがって本件行為は「放火」行為といえる。

10 (3)「焼損」とは火が媒介物を離れて目的物が独立に燃焼を継続しうる状態になったことをいい、本件では自転車の大部分が燃えていることから独立に燃焼を継続しうる状態になっているといえ、「焼損」しているといえる。

(4)本件において「公共の危険」が発生しているといえるか。

ア. 建造物等放火罪の保護法益は不特定又は多数人の生命・身体・財産の安全にある。とすれば「公共の危険」とは必ずしも108条及び109条に規定する建造物等に対する危険のみに限られるものではなく、不特定又は多数人の生命、身体、前期建造物以外の財産に対する危険も含まれると考える。そして、その判断は「公共の危険」とは行為とは区別された結果としての危険であるから、客観的な可能性を基準に事後的に行う。

イ. 本件においてXの家は市街地にあり、近くにはゴミ収集場があるほか、左右の家にはガソリンが満タンに入った自動車も設置されていた。そして実際に自転車からゴミ収集場のごみの一部に着火していたため、自転車に火をつければゴミ収集場のごみや不特定多数の自動車に延焼する危険があったといえる。よって本件では「公共の危険」が発生しているといえる。

(5)構成要件の故意とは客観的構成要件該当事実の認識・認容をいうところ、本件でBは「公共の危険」以外の構成要件該当事実についての認識はあるが、自転車の近くにごみ収集場などがあることなどを認識していなかったことから、「公共の危険」についての事実の認識は無いといえる。本件でBに故意はあるといえるか。「公共の危険」の認識の要否が問題となる。

25 ア. 110条は公共の危険の認識と他の物に延焼させる意との区別は不可能であり、文言上結果的加重犯と考えるべきであり、重い結果についての認識は不要である。したがって公共の危険の認識は不要である。

イ. したがって本件ではBに「公共の危険」の認識は無いが、建造物等放火罪の故意は認められる。

30 2. 以上より、Bの本件行為につき、建造物等放火罪が成立する。

## VII. 結論

Bの本件行為につき、建造物等放火罪(110条1項)が成立する。

以上